

入札契約制度の現状について

国土交通省中部地方整備局企画部
技術調整管理官 犬飼 一博

目 次

1. 担い手三法の改正（運用指針の取り組み）
2. 工事発注での取り組み
3. 調査・設計業務発注での取り組み
4. i-Construction と働き方改革

入札契約制度の現状について

国土交通省 中部地方整備局企画部
技術調整管理官 犬飼 一博



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省

目次

1. 担い手三法の改正（運用指針の取り組み）
2. 工事発注での取り組み
3. 調査・設計業務発注での取り組み
4. i-Constructionと働き方改革

1. 担い手三法の改正 (運用指針の取り組み)

2

「担い手三法」の一体的改正 (H26.6)

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の実現

品確法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律)

【目的】公共工事の品質確保

- 発注者の責務(基本理念に即した発注関係事務の実施)を明確化
(主な内容: 予定価格の適正な設定、低入基準等の適切な設定、円滑な設計変更)
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ
⇒ 行き過ぎた価格競争を是正

入契法

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

【目的】公共工事の入札契約の適正化

- ダンピング対策の強化
(例) 入札金額の内訳の提出、発注者による確認
- 契約の適正な履行の確保
施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法

【目的】建設工事の適正な施工確保 等

- 建設工事の担い手の育成・確保
- 適正な施工体制確保の徹底
解体工事業の新設
業許可等における暴力団排除の徹底

3

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
 ○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加
 ・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加
 ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・ダンピング受注の防止
 ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
効果 → ・最新単価や実態を反映した予定価格
 ・歩切りの根絶
 ・ダンピング受注の防止 等

○不調、不落の場合等における見積り徴収
 ○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
 ○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
 ○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） → 受発注者の事務負担軽減
 ○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） → 地元に明るい中小業者等による安定受注
 ○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、 ○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
 ○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)

➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)

➢H26.6.4
公布・施行

4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

➢各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ

➢国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項	実施に努める事項
① 予定価格の適正な設定 予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。	⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。
② 歩切りの根絶 歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。	⑦ 発注や施工時期の平準化 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。
③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。	⑧ 見積りの活用 入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
④ 適切な設計変更 施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。	⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化 各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。
⑤ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。	⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。

5

設計労務単価、技術者単価の改定

- 市場の実勢価格を適切かつ迅速に積算へと反映させるべく、適宜、単価を改定。
- 平成29年においては、3月1日以降に契約締結する発注案件等に最新の単価を適用すべく改定を公表（H29.2.10）

① 公共工事の**設計労務単価**
H29：**+3.4%**（前年度比）

※ 熊本では、被災地労務費モニタリング調査を実施し、調査結果に応じて機動的に単価を改訂

② 設計業務委託等の**技術者単価**
H29：**+3.1%**（前年度比）

これにより

設計労務単価・技術者単価は**H24年度以降5年連続で引き上げ**

設計労務単価：H24～29 ⇒ **約39%増**

技術者単価：H24～29 ⇒ **設計約17%増、測量約33%増**

6

【必ず実施】 予定価格の適正な設定

平成28年度 土木工事標準積算基準 改定概要（4月1日適用）

■主な改定のポイント

改正品確法（H26.6.4公布・施行）の基本理念および発注者責務を果たすため、品質の確保、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行う。

1. 土木工事標準歩掛等の改定

- ・歩掛の新規制定（6工種）
- ・維持修繕関係歩掛の改定（2工種）
- ・施工実態を踏まえた歩掛の改定（8工種）
- ・一部改定53工種
- ・建設機械等損料の改定



新規定定工種「安定処理工（自走式土質改良工）」

2. 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の改定

- ・工種区分「橋梁保全工事」の新設
- ・「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」、「道路維持工事」の率の見直し
- ・「東京特別区」「横浜市」「大阪市」において「大都市補正」を増設

3. 積算方法の見直し

- ・「維持工事」積算方法を複数年契約工事であっても年度毎の積算に変更
- ・「交通誘導警備員」の積算について、共通仮設費の積上げから直接工事費の積上げに変更

4. 施工パッケージ型積算方式の拡充

- 積算業務の効率化のため、平成24年10月から試行導入
- 【平成28年4月1日時点】
- ・319施工パッケージを導入済み
- 【平成28年10月1日以降】
- ・84施工パッケージを追加導入開始
- ⇒ 合計403施工パッケージ

5. その他

- ・東日本大震災被災3県の積算（補正継続）
- ・総価契約単価合意方式の見直し

◆本改定は、**平成28年度の土木工事積算基準から適用**する。

7

1. i-Constructionの更なる拡大に向けた基準の新設

(1) ICT舗装積算基準の新設【工事】

- ICTを取り入れた技術により生産性向上を図るため、「ICT舗装」の積算基準を新設する。

2. 品確法を踏まえた積算基準の改定

(2) 1日未満で完了する小規模施工時の積算方法の新設【工事】

- 1日未満で完了するような小規模施工の積算方法を新たに設定する。

(3) 交通規制補正の見直し【工事】

- 交通量による補正区分を新設し、加算補正を乗数補正に改定する。

(4) 市場単価の一部廃止【工事】

- 良好な取引データの収集が困難な6工種について市場単価を廃止し、調査会が設定する歩掛をもとにした「土木工事標準単価」に移行する。

(5) 現場環境改善に関する経費の見直し【工事】

- イメージアップ経費を現場環境改善経費に名称変更し、女性更衣室や熱中症対策等の計上項目の最新の実績を踏まえた経費率を改定する。

【必ず実施】 歩切りの根絶

運用指針（抜粋）

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。**

取組状況

昨年1月以降、総務省と連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じた早期の見直しを要請。



慣例、自治体財政の健全化等のため
歩切りの見直しの予定がない団体数
459 → 100 → 0
(H27.1.1時点) (H27.7.1時点) (H28.4.1時点)

全1788団体（47都道府県、20指定都市、1721市区町村）			
平成27年 1月の状況 （注）「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。	設計書金額と予定価格が同額である団体 1031団体	端数処理等を行っている団体 297団体	慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体 459団体
平成27年 7月の状況	設計書金額と予定価格が同額である団体 1448団体	端数処理等を行っている団体 240団体	慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体 100団体
平成28年 2月の状況	設計書金額と予定価格が同額である団体 （同額とする予定の団体を含む） 1528団体	端数処理等を行っている団体 （端数処理等に変更予定の団体を含む） 252団体	見直す方向で検討中 5団体 見直しを行う予定はない 3団体
平成28年 4月の状況	設計書金額と予定価格が同額である団体 1536団体 （同額とする予定の5団体を含む）	端数処理等を行っている団体 252団体 （端数処理等に変更予定の2団体を含む）	見直しを行う予定はない 0団体

（注）平成27年7月、平成28年2月及び平成28年4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。
（※）「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

【必ず実施】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

運用指針（抜粋）

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**低入札価格調査制度の実施に当たっては、（中略）適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、**当該価格について入札の前には公表しないものとする。**

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請

＜未導入団体の推移＞

H18 484 団体
 H20 359 団体
 H22 272 団体
 H24 232 団体
H28 158 団体

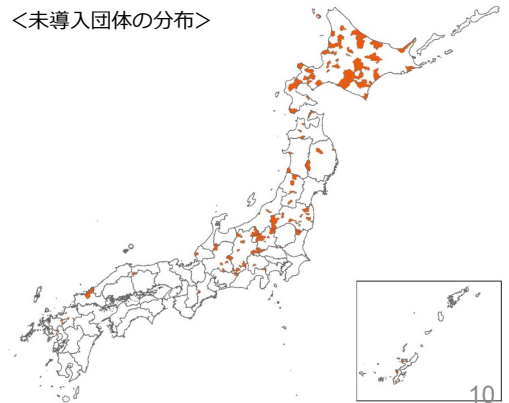
最低制限価格制度等の導入状況 ～158団体が未導入～			
	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1563
	100.0%	100.0%	90.8%
いずれも未導入	0	0	158
	0%	0%	9.2%

※H28.3.31時点

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～			
	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	136
	4.5%	5.0%	9.5%
基準価格の事前公表	2	0	45
	4.5%	0%	7.2%

※H28.3.31時点

＜未導入団体の分布＞



低入札価格調査基準（工事）



低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の**直接工事費の算入率を0.95から0.97へ引き上げ**。

〔受注者が必要な法定福利費を確保し、適切に保険に加入するよう、低入札価格調査基準の「労務費」の算入率を現行の95%から100%に変更〕

H21.4～H23.3	H23.4～	H25.5.16～	H28.4.1～	今回(H29.4.1～)
【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.70 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10 【計算式】 ・ 直接工事費×0.97 機械経費 0.95 労務費 1.00 材料費 0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う業務を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.45から0.48へ引き上げ。(土木コンサルタントの場合)

	H19.4～H22.3	H22.4～H23.3	H23.4～ H28.3	H28.4.1～	H29.4.1～
測量	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費 ×0.30	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費×0.40	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費 ×0.40	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費×0.45	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費×0.48
土木 コンサル	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・技術経費 ×0.50 ・諸経費 ×0.50	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・技術経費 ×0.60 ・諸経費 ×0.50	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.30	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.45	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.48
地質	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×1.00 ・解析等調査業務費 ×0.70 ・諸経費 ×0.30	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.75 ・諸経費 ×0.40	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.75 ・諸経費 ×0.40	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.80 ・諸経費 ×0.45	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.80 ・諸経費 ×0.45

【必ず実施】適切な設計変更

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

- 「改正品確法の趣旨を記載」について
改正品確法の基本理念により、受発注者が対等の立場であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
- 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
条件明示の確認に不足が生じないよう受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
- 「設計照査ガイドラインの作成」について
受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、照査項目のチェックリストを含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
- 「設計変更」について
設計変更に伴う費用の増減概算額について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更前先立って行う指示書に概算額を明示することを記載
- 「工事一時中止」について
工事一時中止についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に増加概算額を明示することを記載
- 「工期短縮」について
受注者は工期短縮計画書を作成し、受発注者間で協議することを明記

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**
地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1：北陸ブロック 協議会規約の改正

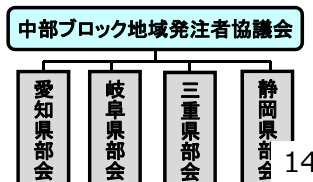
- ・ **役職の格上げ** 県 : [部長] → [副知事]
市(町村) : [副市(町村)長] → [市(町村)長]
- ・ **協議会の役割の見直し** [連絡調整] → [推進・強化]

例2：中部ブロック 各県部会の設置

規約（H26.10改正部分抜粋）（部会）

第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の**各県に部会を設置**する。

【体制イメージ】



【実施に努める】工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用①

各発注者による適切な入札契約方式の導入・活用を図ることを目的として、
多様な入札契約方式を体系的に整理した**ガイドラインを策定・公表**。

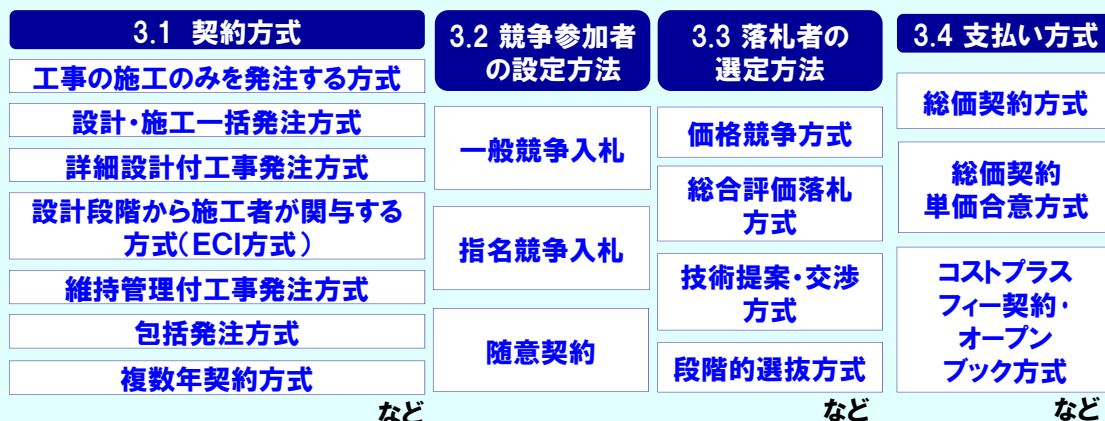
国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

本編・事例編の2編で構成。

本編：各方式の概要や選択の考え方等を記載 事例編：事例やその適用の背景等を整理

工事調達における入札契約方式の全体像



【実施に努める】工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用②

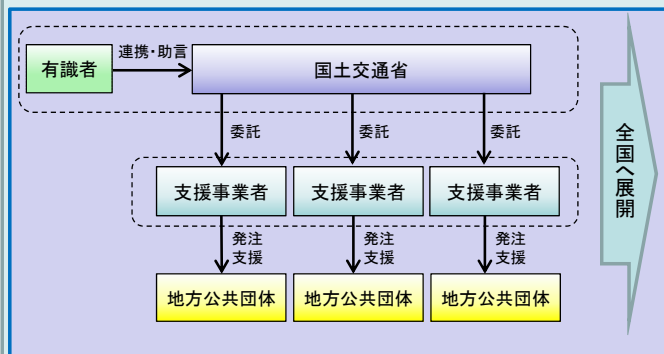
地方公共団体（発注者）における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成26年度より**多様な入札契約方式モデル事業**を実施。

■多様な入札契約方式モデル事業

概要

- 改正品確法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

支援スキーム



支援案件

実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市(秋田県)	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市(神奈川県)	公共下水道整備に係る事業
	新城市(愛知県)	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市(茨城県)	体育館建設に係る事業
	府中市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	清瀬市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	島田市(静岡県)	病院建設に係る事業
平成28年度	四日市市(三重県)	体育館建設に係る事業
	小田原市(神奈川県)	市民ホール建設に係る事業
	野洲市(滋賀県)	病院建設に係る事業
	高松市(香川県)	給食センター建設に係る事業
	普通寺市(香川県)	新庁舎建設に係る事業
	中土佐町(高知県)	新庁舎等建設に係る事業

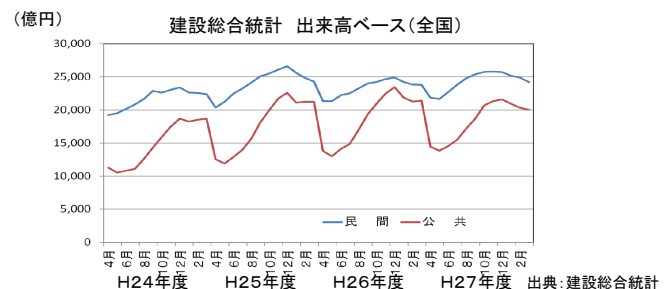
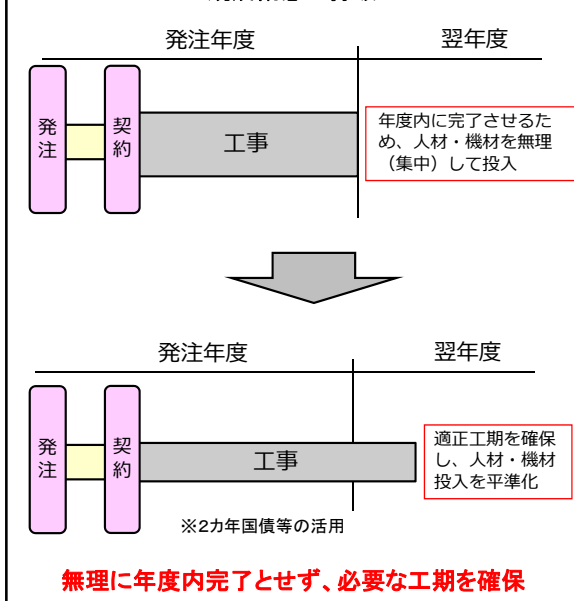
16

【実施に努める】発注や施工時期の平準化①

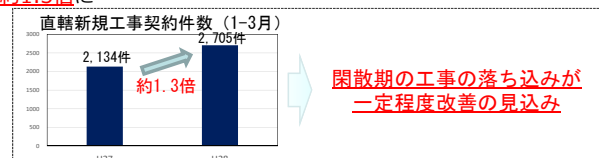


- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、適正な工期を確保するための2カ年国債の活用等により、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。

発注年度で事業を終えなければならないという 既成概念の打破



- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知（H27.12.25）
- 適正な工期を確保するための2カ年国債の活用（H27-28：約200億、H28-29：約700億）
- 早期発注等により、平成28年1～3月の新規工事契約件数は、前年同時期に比べて**約1.3倍**に

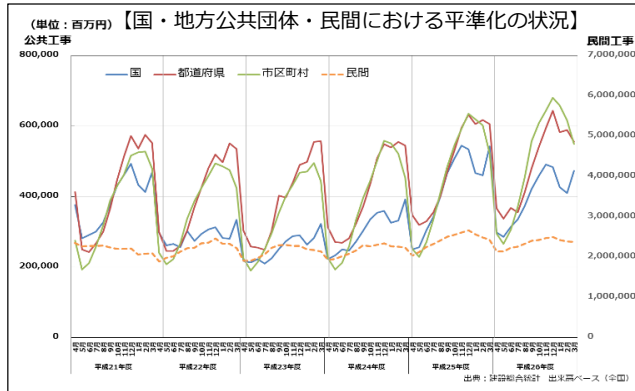


- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携し、自治体に繰り返し要請（H28.2.17、H28.1.22、H27.4.24、H28.10.14、H29.2.10等）
- 平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表（H28.4）17

【実施に努める】 発注や施工時期等の平準化②

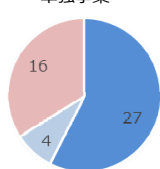
取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請

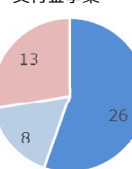


H28.10時点の都道府県の取組状況

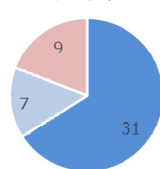
<平準化を踏まえた債務負担行為の活用>



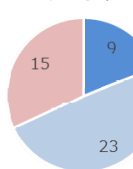
交付金事業



<平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用>



交付金事業



■ : これまで実施し、今後も実施予定
 ■ : これまで実施していないが、28年度から実施予定または実施する方向で検討
 ■ : 実施していない
 ※「実施していない」には、27年度、28年度において債務負担を設定する事業がなかった場合も含まれる。

<地方公共団体の課題・ニーズ>

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を行うことが可能なことを明確化してほしい
 → H28.2に、総務省と連名で、地方公共団体に対して通知
- 前例のない取組は、庁内の調整が難しい
 → H28.4に、平準化の先進事例集をとりまとめ公表
- 財政部局の理解が重要
 → H29.2に、新たに財政担当課に対しても通知
- 職員のマンパワーが不足している

平成29年度予算における施工時期の平準化について

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

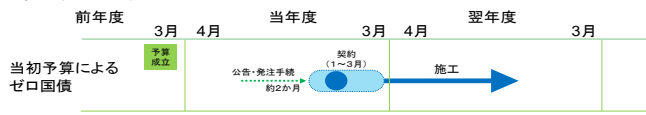
①2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

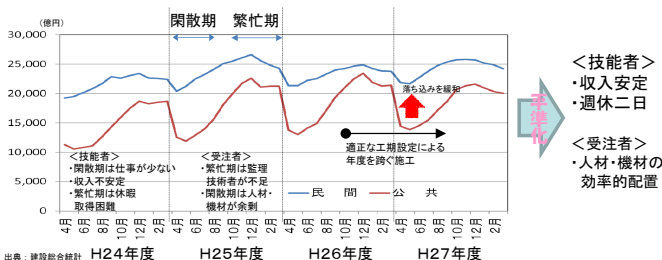
H27年度: 約200億円 ⇒ H28年度: 約700億円 ⇒ H29年度: 約1,500億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



<建設工事の月別推移とその平準化>



<技能者>
 ・収入安定
 ・週休二日
 <受注者>
 ・人材・機材の効率的配置

③地域単位での発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、順次、全国展開

【見通しとりまとめマップ】



(参考) 東北地方においてH25年度より実施

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

【実施に努める】見積りの活用

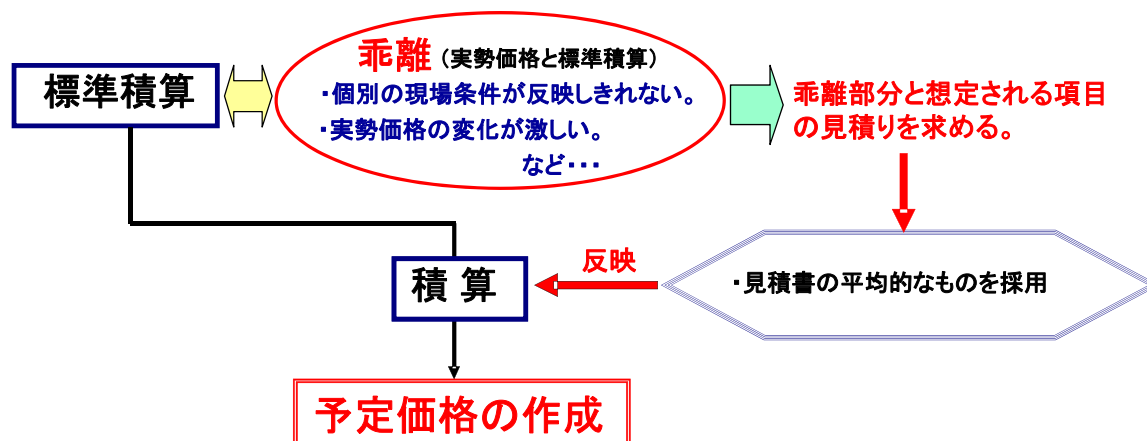
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを開始。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

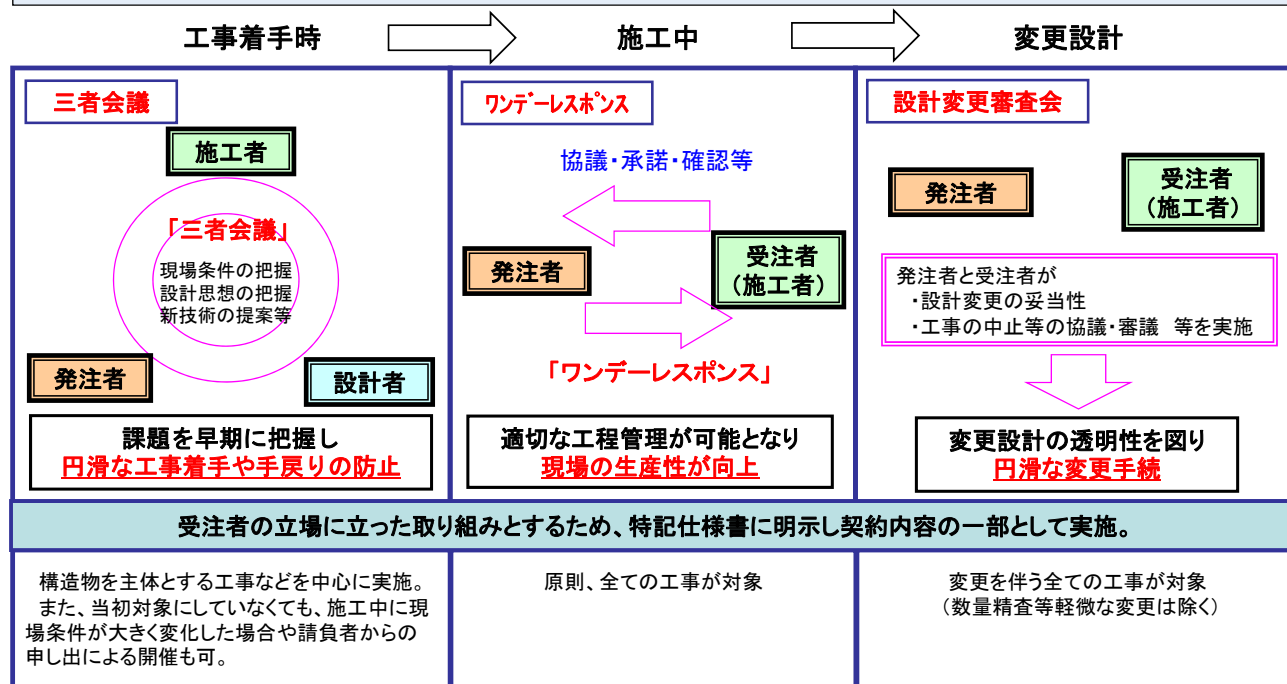


20

【実施に努める】受注者との情報共有、協議の迅速化

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・三者会議：発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス：施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更審査会：各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



21

2. 工事発注(直轄)での取り組み

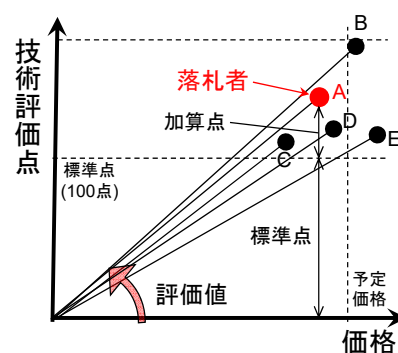
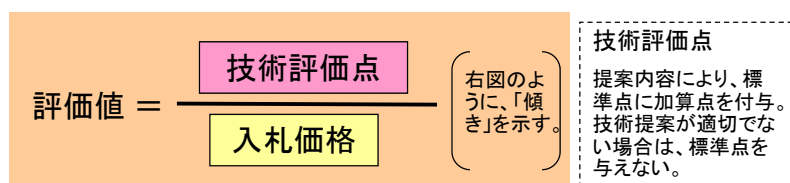
22

工事の総合評価落札方式の概要

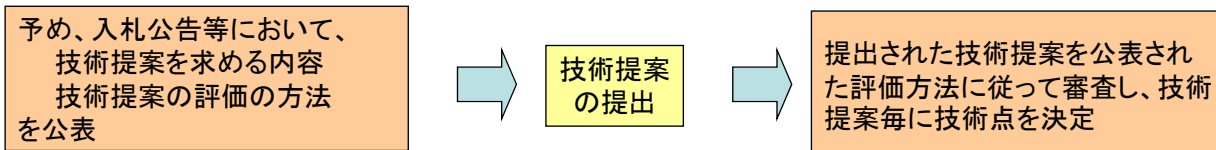
工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



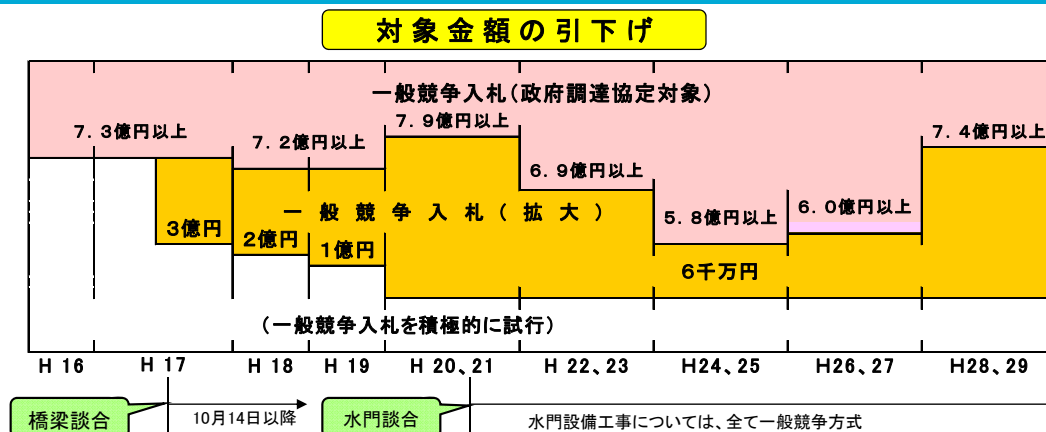
【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【総合評価の評価項目例】

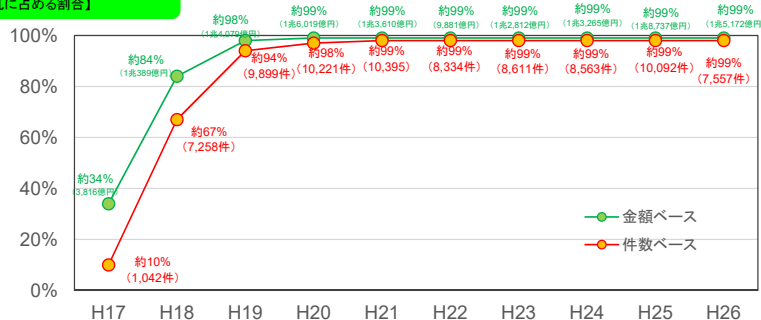
技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

23



地方整備局における一般競争入札及び総合評価方式による契約実績

一般競争入札＋総合評価方式の割合
【全競争入札に占める割合】



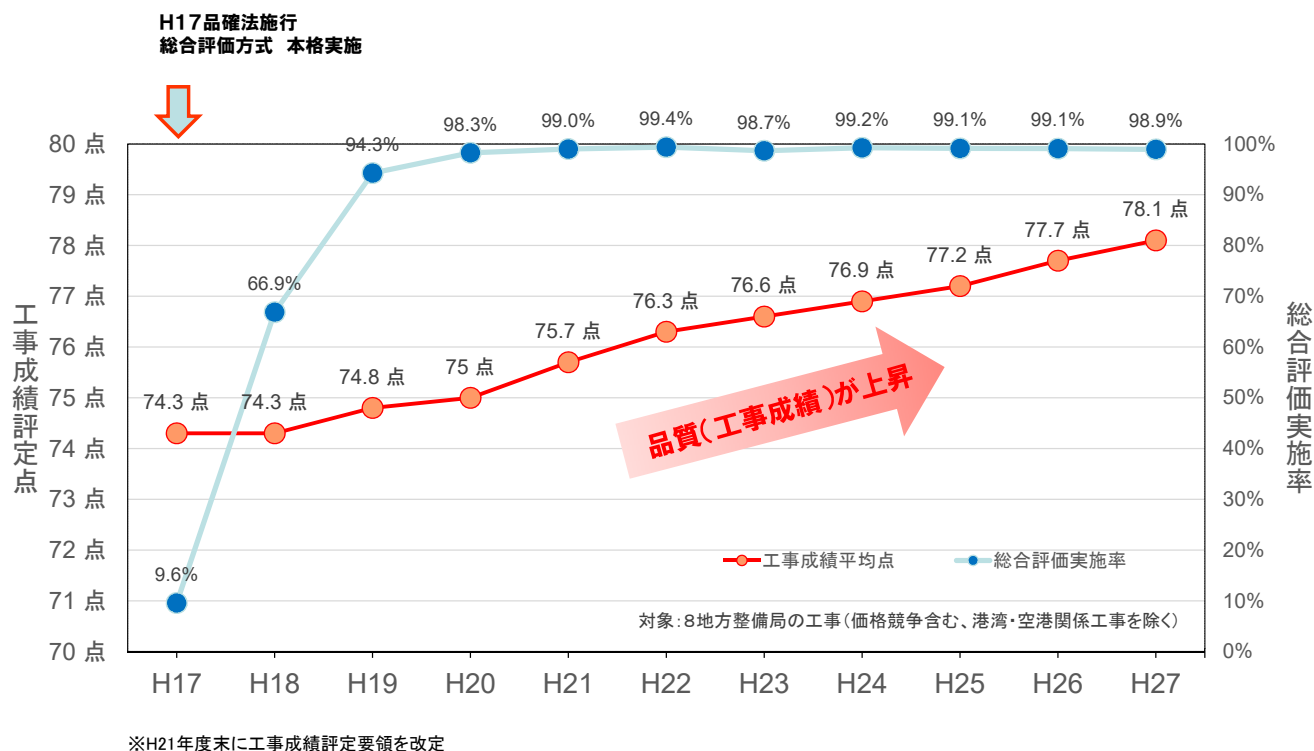
※港湾空港関係を除く

24

総合評価落札方式のタイプ

	← 施工能力を評価する →	← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →				
	施工能力評価型	技術提案評価型				
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 求めない (実績のみで評価)	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事 施工計画	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 施工上の工夫等に係る提案 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案			
評価方法		可・不可の二段階で審査	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替とすることも可)	GPA対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

○ 総合評価落札方式の導入・拡大等に伴い工事成績は年々上昇している。

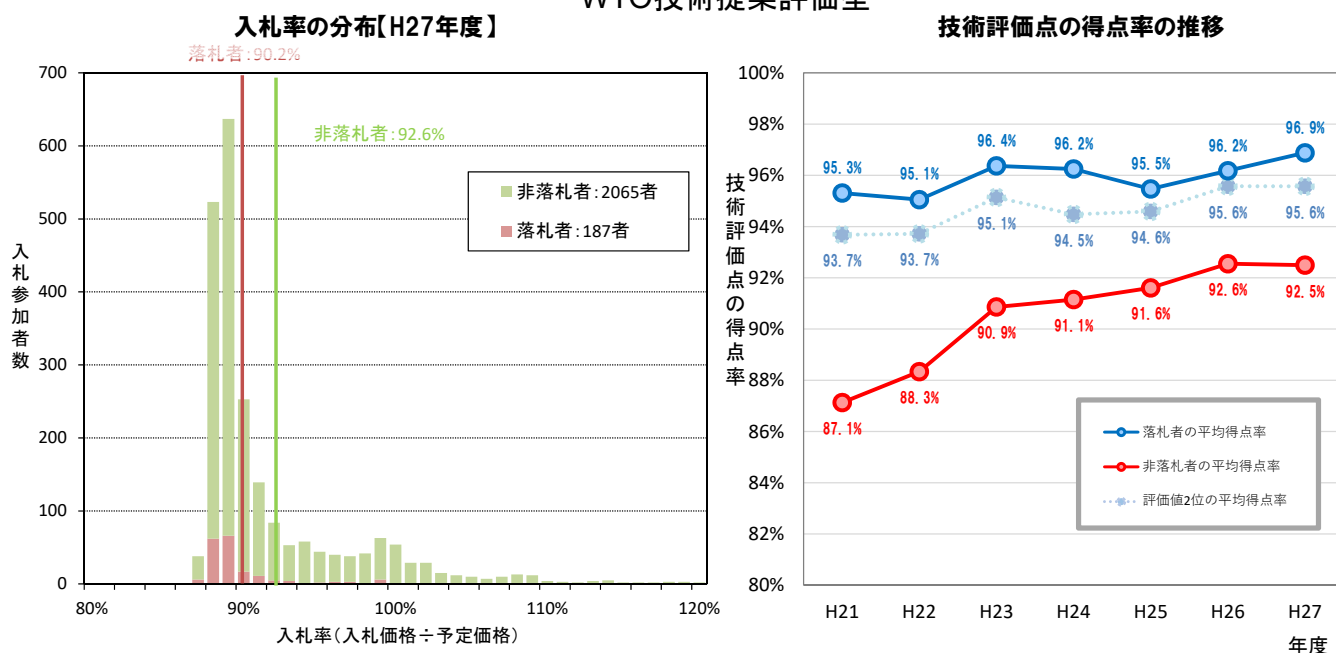


26

直轄工事の総合評価方式(技術提案評価型)の状況

○ WTO技術提案評価型では、技術評価点の得点率について、落札者と非落札者の技術点差は経年的に縮小傾向にある。

WTO技術提案評価型



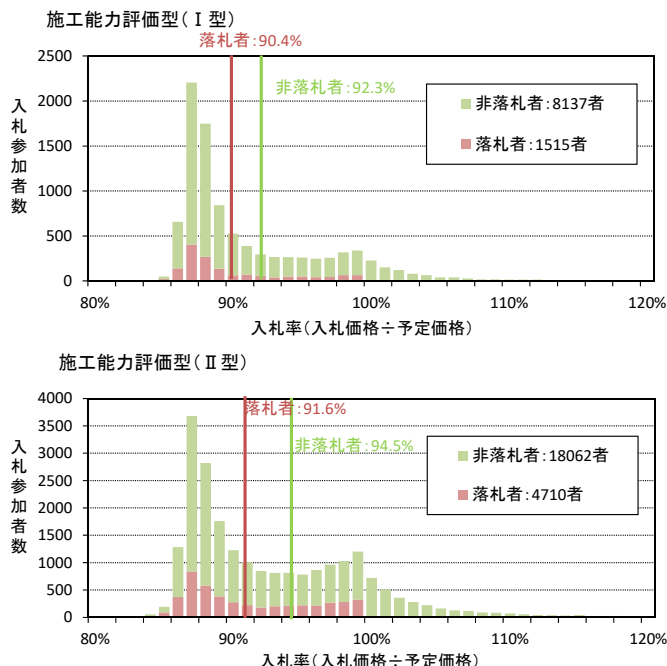
注1) H27年度契約の8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。
注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。

注2) 「WTO技術提案評価型S型」はWTO標準型を含む。
注3) 非落札者の平均得点率は、予定価格内入札者を対象に算出。

27

○ 施工能力評価型では、技術評価点の得点率について、落札者と非落札者の差に大きな経年的な変化は見られない。

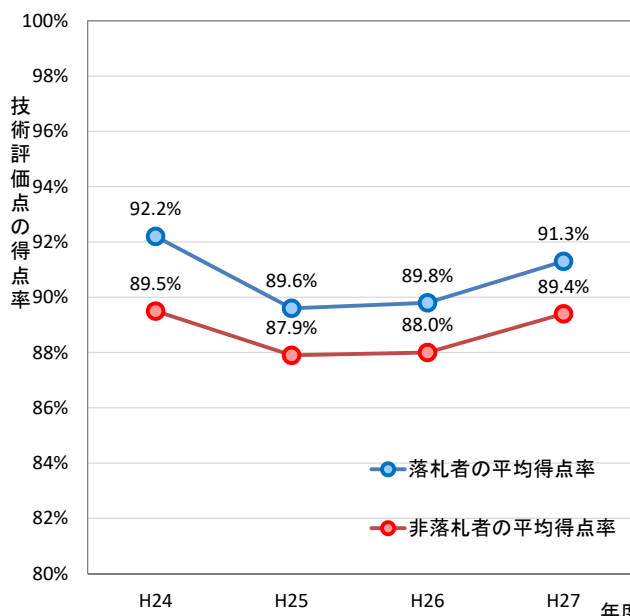
入札率の分布【H27年度】



注1) H27年度契約の8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。
 注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。

技術評価点の得点率の推移

施工能力評価型 (I、II 型)



注1) 8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。
 注2) 非落札者の平均得点率は、予定価格内入札者を対象に算出。

28

総合評価落札方式に関するガイドライン一部改正(H28.6)の概要

総合評価落札方式の改善(二極化)の本格運用(H25年度～)

○ 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化 ○ 施工能力の評価は大幅に簡素化 ○ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」策定(H25. 3)

品確法等の改正(H26. 6)

将来にわたる公共工事の品質確保の
担い手の中長期的な確保・育成

多様な入札契約方式の選択・活用
(段階的選抜方式、技術提案・交渉方式 等)

地域的・政策的なニーズに対しても
柔軟な運用が可能となるようガイドラインを一部改正

主な改正ポイント

- ① 多様な要素の評価** 中長期的な技術者確保等の公共工事に関連する政策の推進の観点も踏まえ、総合評価項目案や評価方法等の一部を見直し
- ② 男女問わず働きやすい環境整備** 技術者評価において、原則として産休の期間等を評価期間の対象から除外することを明記
- ③ 段階的選抜方式の本格運用** 一般競争入札方式における同方式活用に向けた考え方・手続等を整理

29

改正ポイント① 多様な要素の評価

○ 評価項目は、品質確保・品質向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定

総合評価項目案【改正前】

資格要件・評価項目		施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
		参加要件	段階的選抜	総合評価	参加要件	段階的選抜	総合評価
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○		○
	工事成績	○	○	○	○		○
	表彰	×	○	○	×		○
	関連分野での技術開発の実績	×	△	△	×		△
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	△	△	×		△
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	×		△
	その他	△	△	△	×		△
	地理的要素	△	△	△	△		△
	本支店営業所の所在地	△	△	△	△		△
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△		△
地域精進度 貢献度等	配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△		△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	×		△
	ボランティア活動等	×	△	△	×		△
	その他	×	△	△	×		△
	資格	○	△	△	○		△
	同種工事の施工実績	○	○	○	○		○
	工事成績	○	○	○	○		○
	表彰	×	○	○	×		○
	継続教育 (CPD) の取組状況	×	△	△	×		△
	その他	△	△	△	×		△
技術者の能力等	監理能力 (ヒアリング)	×	×	△	×		×
	施工計画	○	×	×	×		×
	施工計画の適切性 (ヒアリング)	△	×	×	×		×
	技術提案	×	×	×	×		×
	品質確保の実効性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
その他	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

総合評価項目案【改正後】

資格要件・評価項目		施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
		参加要件	段階的選抜	総合評価	参加要件	段階的選抜	総合評価
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○		○
	工事成績	○	○	○	○		○
	表彰	×	○	○	×		○
	関連分野での技術開発の実績	×	△	△	×		△
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	△	△	×		△
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	×		△
	その他 (手持ち工事量等)	△	△	△	△		△
	地理的要素	△	△	△	△		△
	本支店営業所の所在地	△	△	△	△		△
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△		△
地域精進度 貢献度等	配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△		△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	×		△
	ボランティア活動等	×	△	△	×		△
	その他 (ボランティア活動等)	×	△	△	×		△
	資格	○	△	△	○		△
	同種工事の施工実績	○	○	○	○		○
	工事成績	○	○	○	○		○
	表彰	×	○	○	×		○
	継続教育 (CPD) の取組状況	×	△	△	×		△
	その他	△	△	△	×		△
技術者の能力等	監理能力 (ヒアリング)	×	×	△	×		×
	施工計画	○	×	×	×		×
	施工計画の適切性 (ヒアリング)	△	×	×	×		×
	技術提案	×	×	×	×		×
	品質確保の実効性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
その他	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△
	施工体制確保の確実性	×	×	△	×		△

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

30

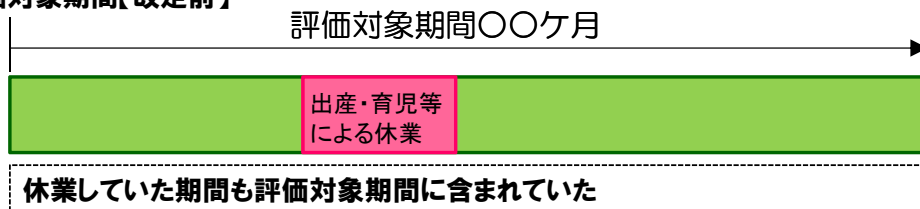
改正ポイント② 男女問わず働きやすい環境整備

○ 配置予定技術者について、出産・育児等で休業していた期間も考慮して評価

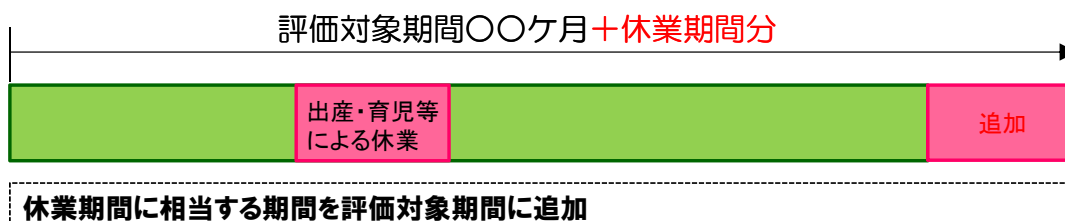
⇒ 国交省直轄工事における総合評価落札方式において原則化 (H28.4 ガイドライン改定)

配置予定技術者が評価対象期間に出産・育児等で休業していた場合

■評価対象期間【改定前】



■評価対象期間【改定後】



31

- 受発注者双方の事務量の軽減、適正な審査の確保を目的として、品確法基本方針※に基づき、一般競争入札方式の総合評価落札方式の過程の中で行う
- 技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事等において、活用を検討する

※「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年国土交通省告示第1040号)

表 段階的選抜方式の適用における考え方

総合評価タイプ	技術提案評価型		施工能力評価型 I 型	施工能力評価型 II 型
	A 型	S 型		
適用の考え方	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討		ヒアリングを行う競争参加者を絞り込む必要がある場合に実施できる※1	
絞り込みの考え方	一次審査における各順位者の落札可能性を考慮する			
評価方法	一次審査	企業の能力等及び技術者の能力等 (工事実績、成績、表彰等)		段階的選抜方式を行わない
	二次審査 ※2	技術提案	(WTO対象) 技術提案 (WTO対象外) 企業の能力等及び 技術者の能力等 + 技術提案等	
			企業の能力等及び 技術者の能力等 + ヒアリング項目等 (監理能力等)	

32

※1 高知県の入札談合事案を踏まえた手続きの見直しの対象工事【同時提出型】については、実施しない。 ※2 評価項目には、この他に施工体制（選択）等がある。

直轄実績のない企業の参入に配慮した取組み

- チャレンジ型、自治体実績評価型いずれも、全工事に比べて、近年、直轄実績のない企業の新規参入が多い。
- 直轄実績のない企業が受注した工事の成績も平均(※)並みを確保。

※平均成績77.9点(H27完了工事)

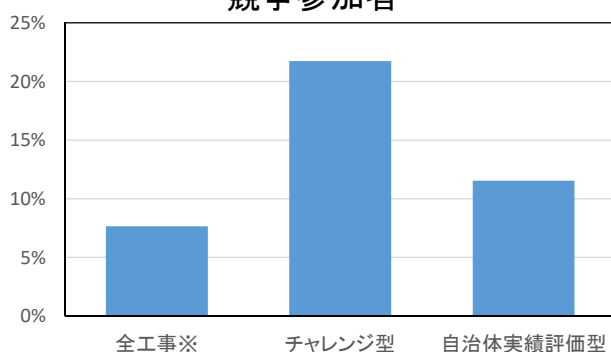
	実施件数 (H27)	新規参入率※ (競争参加者)	新規参入率※ (受注者)	工事成績 (直轄実績なし)
チャレンジ型	37件	22%	22%	76.7点
自治体実績評価型*	75件	12%	7%	77.2点

*試行的に実施している関東、近畿、四国の事例を集計

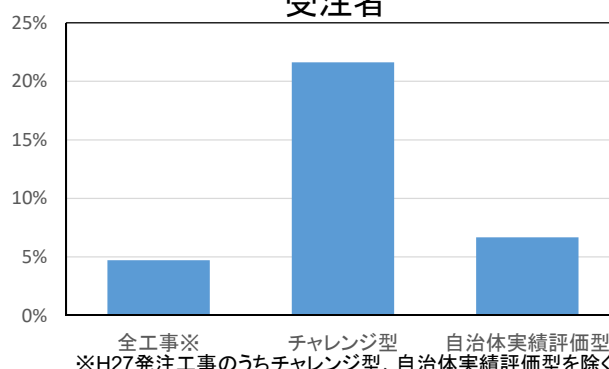
※新規参入率:過去4年間に直轄工事の実績がない企業の割合
(過去4年間は、各地方整備局等における成績の評価対象期間の最大期間)

新規参入率

競争参加者



受注者



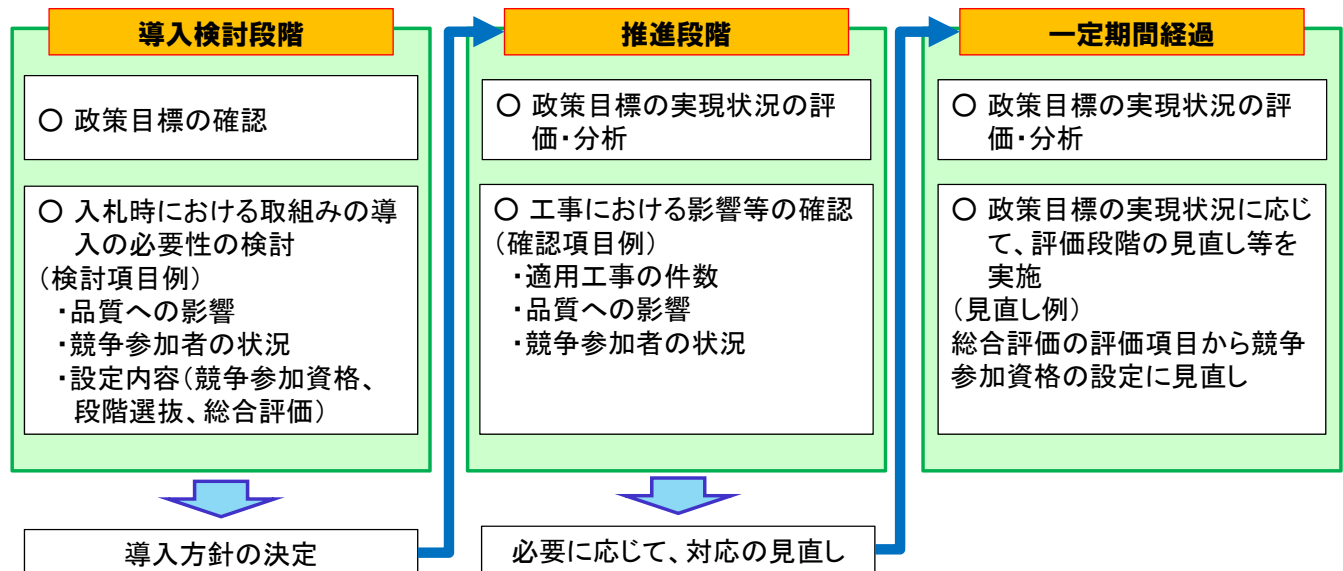
※H27発注工事のうちチャレンジ型、自治体実績評価型を除く

33

政策推進の取組みの基本的考え方

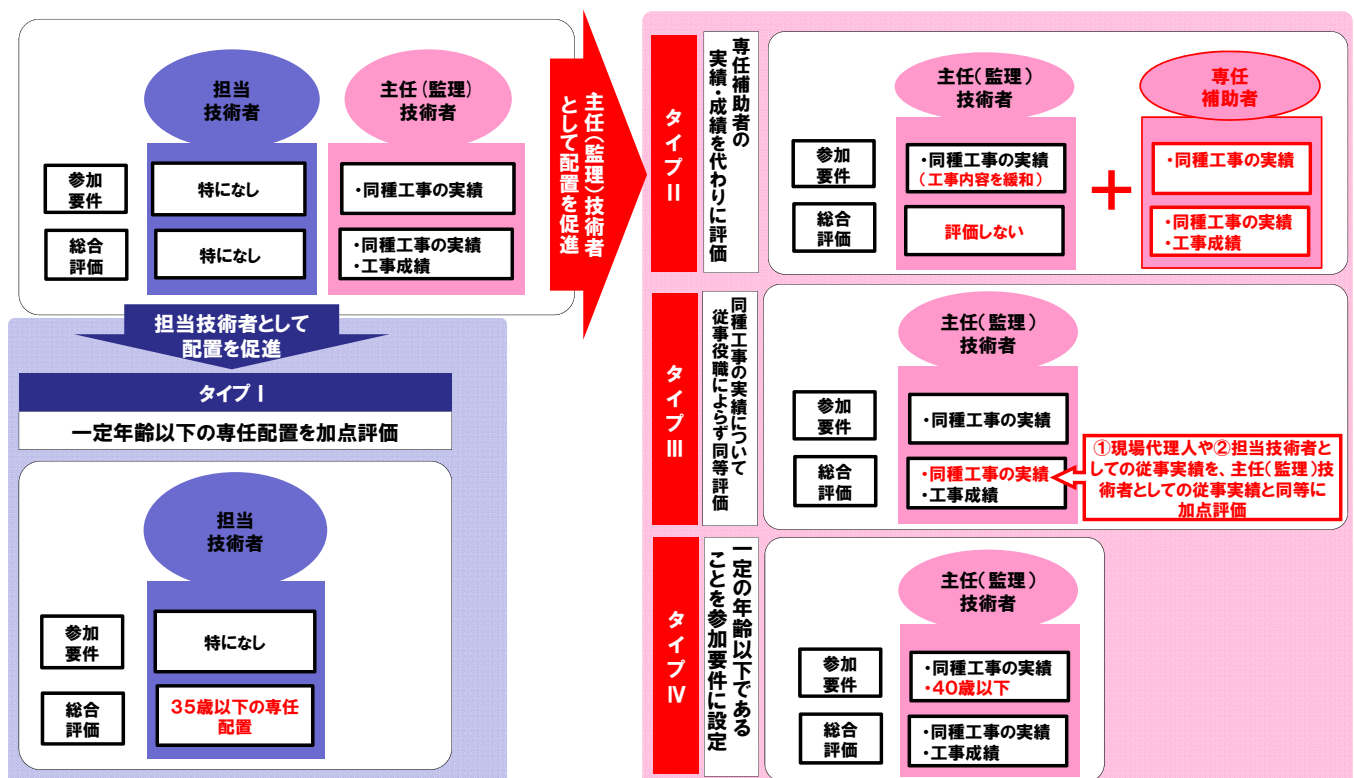
- 総合評価落札方式の基本的な目的である品質の確保・向上の観点に加えて、政策目標の実現状況を確認しつつ、適宜対応の見直しを実施する

政策推進の取組みの基本的考え方のイメージ



34

若手技術者の配置を促す入札契約方式



35

○一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を平成30年度までに全面的に導入。

※ 上記以外の調達については、平成28年度以降の取組結果を踏まえて検討

■導入に向けた工程表

H28年度～ 一部工事に導入（導入の効果等を検証）

導入対象工事は、基本的に政府調達協定の対象工事となるため、外国籍企業に関する確認体制等が整い、運用が開始されることが前提

H30年度 全面的に導入予定（対象：一般土木A、建築A、港湾土木A（政府調達協定対象工事）等）

段階的選抜方式において評価

上記以外の調達についても、H28年度以降の取組状況等を踏まえ検討

（参考）WLB関連認定の取得状況

■くるみん認定（次世代育成支援対策推進法に基づく認定）

一般土木A等級企業の取得状況：8企業※ ※厚生労働省HP（H28.11末時点）より

■えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定）

一般土木A等級企業の取得状況：2企業※ ※厚生労働省HP（H28.12末時点）より

36

技術提案・交渉方式の運用ガイドラインの策定（平成27年6月）

○ 品確法※第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

○ 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを策定。

<主なポイント>

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

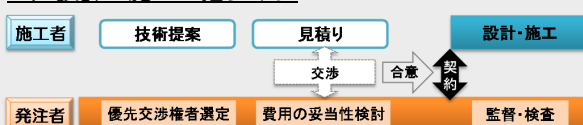
3) 設計交渉・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

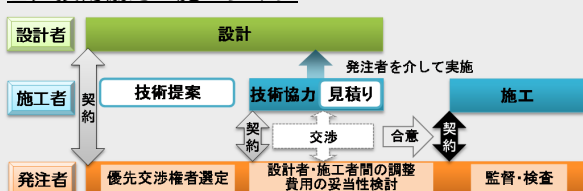
ガイドライン本文、説明資料は国交省HPに掲載（<http://www.mlit.go.jp/tec/koushouhoushikigaido.html>）

各契約タイプにおける手続の流れ

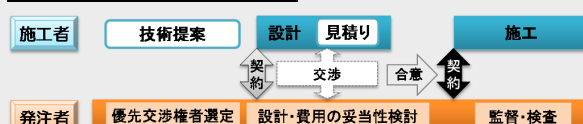
1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ



設計交渉・施工タイプ

工 事 名 : 国道2号淀川大橋床版取替他工事
 工事場所 : 大阪府大阪市福島区海老江地先から
 大阪府大阪市西淀川区野里地先まで

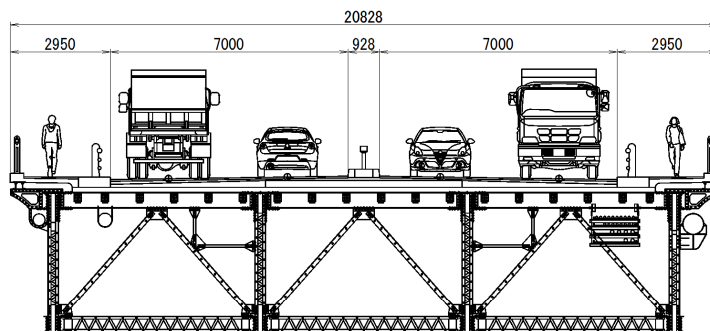
工事内容 :

実施設計 設計延長 約725m
 床版取替工詳細設計 一式
 修繕詳細設計 一式
 仮設道路設計 一式
 附属物等復旧設計 一式
 施工計画・仮設計画 一式 等

工事内容 工事延長 L= 1,160m

工場製作工 4,800t
 床版撤去 6,000m³
 鋼床版設置 15,000m²
 アスファルト舗装工 12,000m²
 仮設工 一式 等

工期 : 設計業務委託は、契約締結日の翌日から
 平成28年12月20日まで
 工事は、契約締結日の翌日から平成32年
 3月31日まで



鉄桁部



トラス部

求める技術提案について

- 床板撤去時及び完成後の橋の構造体としての安全性を確保する提案
- 交通規制期間短縮に向けた提案
- 維持管理費の低減や維持管理の効率化に資する提案

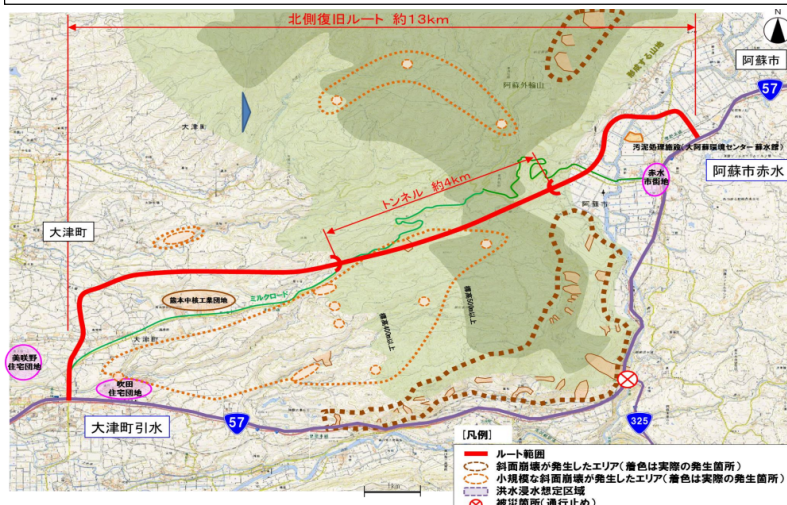
技術協力・施工タイプ

工 事 名 : 熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事

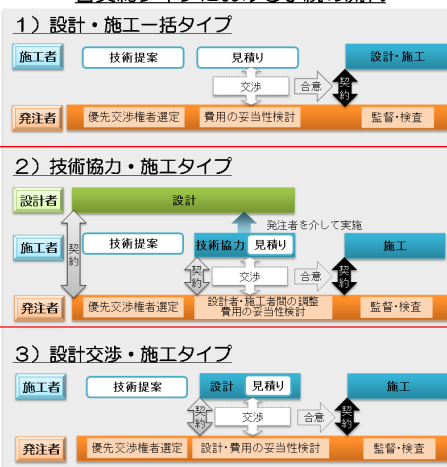
熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事

工事場所 : 熊本県阿蘇市車帰から熊本県菊池郡大津町古城地内

工事内容 : 技術協力 設計に対する技術協力(技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等)1式
 施 工 阿蘇工区(延長L=1, 650m、W=12m)、大津工区(延長L=2, 000m、W=12m)



各契約タイプにおける手続の流れ

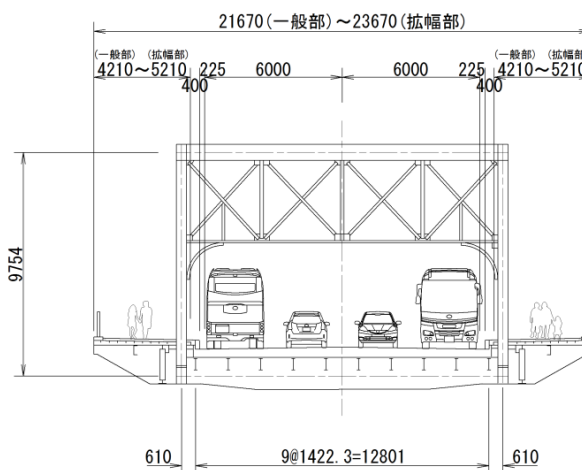
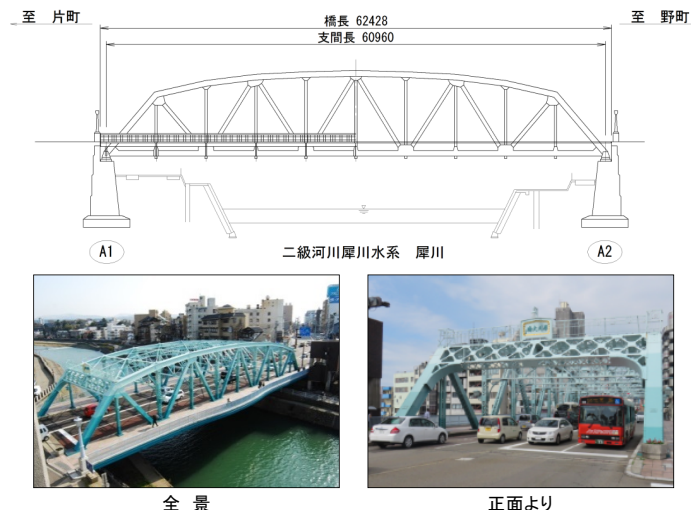


求める技術提案について

- 技術協力業務の実施に関する提案
- C II 及びD I 支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの100m当たりの施工日数及び経済性に関する提案
- 脆弱な地山(坑口部を除く)が出現した場合の施工上の課題及び対応策に関する提案

技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ(ECI方式))

工 事 名 : 国道157号犀川大橋橋梁補修工事
 工事場所 : 石川県金沢市片町地先～寺町地先
 工事内容 : 技術協力 設計に対する技術協力(技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等)1式
 施 工 伸縮装置取替工 一式、桁補修工 一式、仮設工 一式



求める技術提案について

- 技術協力業務の実施に関する提案
- 損傷状況に関する所見および追加調査等の提案
- 伸縮装置の補修において有効と思われる工法等の提案能力

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成

公表URL: http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html

■ガイドラインの構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
 2. 地方公共団体との連携等
 3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
- 参考資料: 入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式(一般競争・総合評価落札方式他)	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合

直轄工事における災害復旧における入札契約に関する主な工夫等

【確実な施工確保、不調・不落対策】

① 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】

② 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】

③ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【迅速な事業執行】

⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【早期の復旧・復興に向けた取組】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

3. 調査・設計業務発注での取り組み

調査・設計業務における総合評価落札方式の導入

【H19まで：価格競争方式が主体】

- 最も価格の低いものが落札（価格のみで決定）
技術力が低いものでも落札でき、成果品の品質に懸念

財務省との包括協議成立
(平成20年5月2日財計第1279号)

【H20～：総合評価落札方式の導入で技術競争にシフト】

- 価格に加え技術进行评估
- 総合評価点 = 価格点 + 技術点
(⇒加算方式を採用)
- 価格点と技術点の配分 = 1:1～1:3 (価格点20～60点:技術点60点)
平成17年度1件、平成19年度23件試行済、
平成20年度本格導入(381件)、平成21年度(3,405件)
- 技術点の配点例
 - ・業務への取組方針：業務実施の着眼点・実施方針
 - ・技術提案：評価テーマに対する提案
 - ・技術者資格：技術者資格及びその専門分野
 - ・業務執行技術力：同種及び類似の業務実績・業務成績
 - ・専任性：手持ち業務の金額及び件数

計 60点
- 価格点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

【プロポーザル方式】

- 当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務**

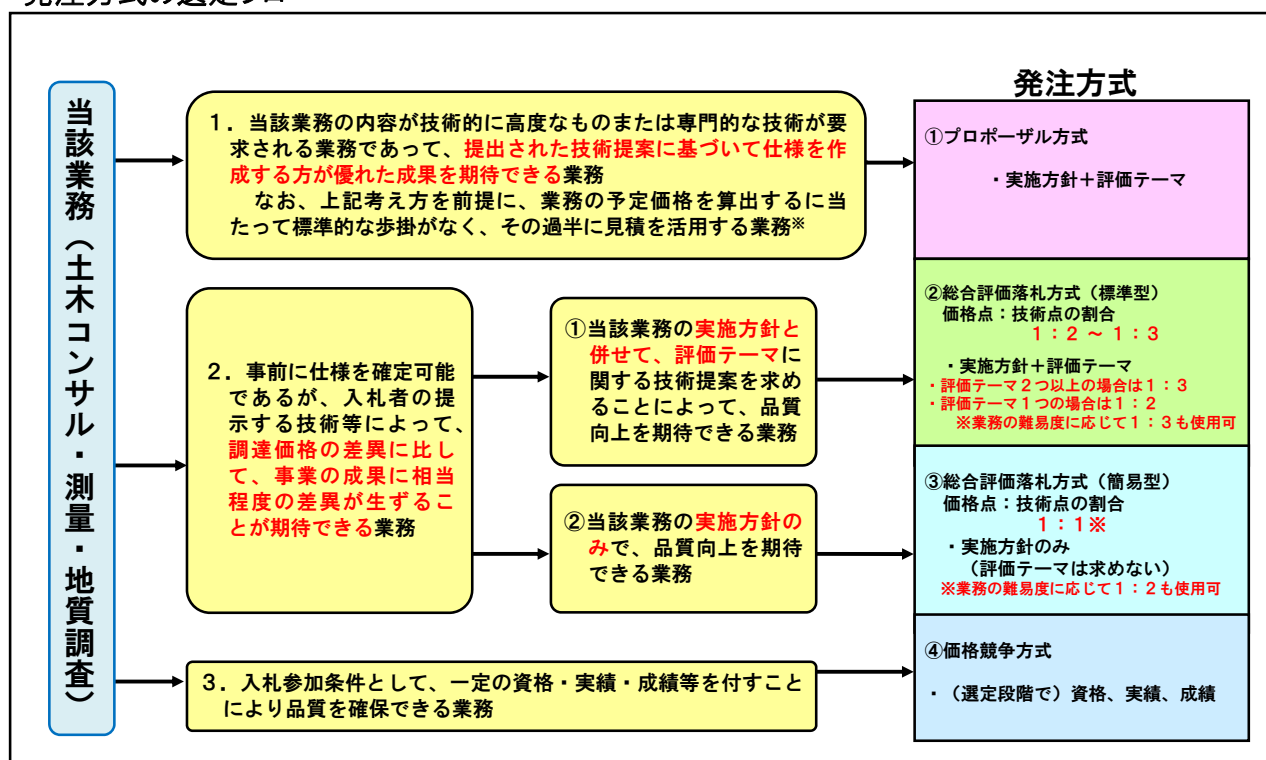
なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出に当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務※

※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

44

建設コンサルタント業務等の発注方式の選定フロー

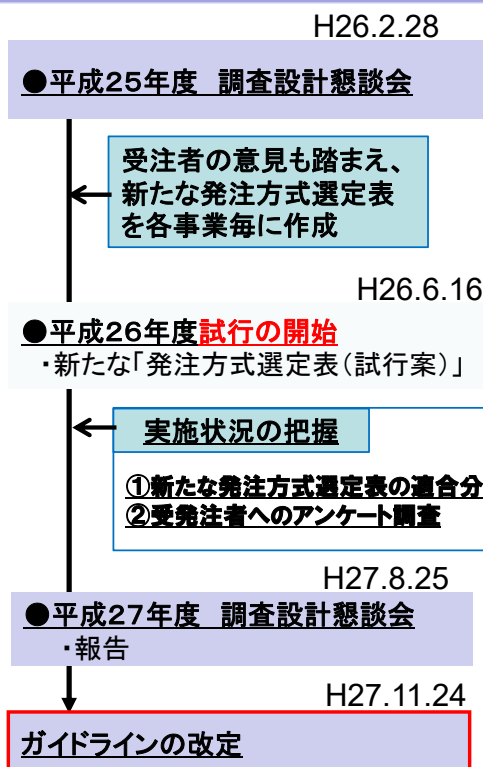
発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

45

改定の背景・経緯



河川事業		発注件数(H25年度契約)					推奨発注方式適合率
推奨発注方式	業務細目	プロポ	総合評価	価格競争	特命随契	計	
プロポ	環境調査・分析(高度)	121	45	24	0	190	64%
総合評価	施設健全度調査	36	40	14	0	90	44%
総合評価	堤防・護岸設計	54	277	106	5	442	63%
総合評価	河川構造物 詳細設計(樋門・樋管・排水機場等)	37	184	47	1	269	68%
総合評価	価格 耐震調査	27	43	9	0	79	66%
価格	施設点検調査	20	48	38	2	108	35%

- ①総合評価落札方式等を標準とする業務の中にプロポーザル方式により発注すべき業務があるのではないかと。
- ②プロポーザル方式で実施すべき業務が他方式で実施されていることにより、成果品質の低下を招く恐れはないかと。

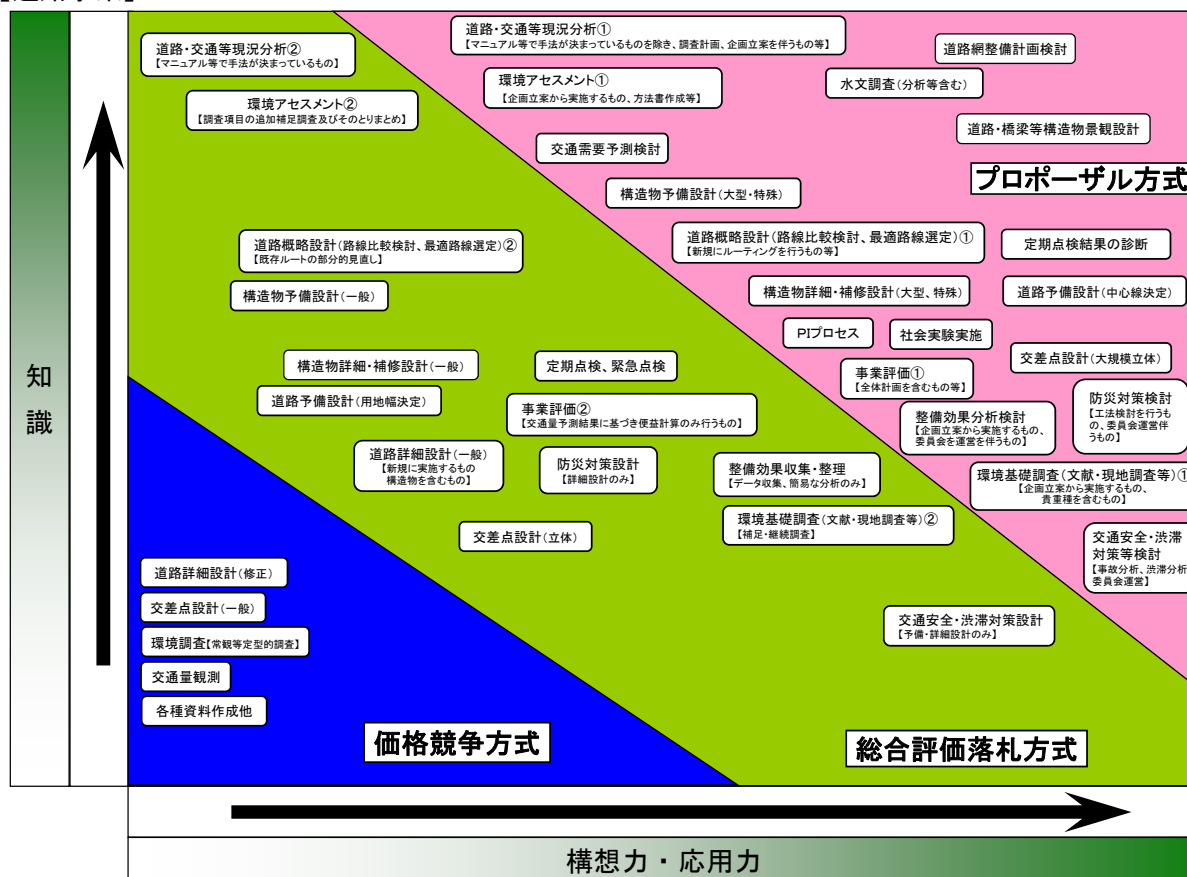
方向性①
プロポーザルなど、それぞれの方式で実施すべき業務の内容、選定の考え方を明確化

方向性②
適切に発注方式が選定できる選定表の作成

新たな発注方式選定表により適正化

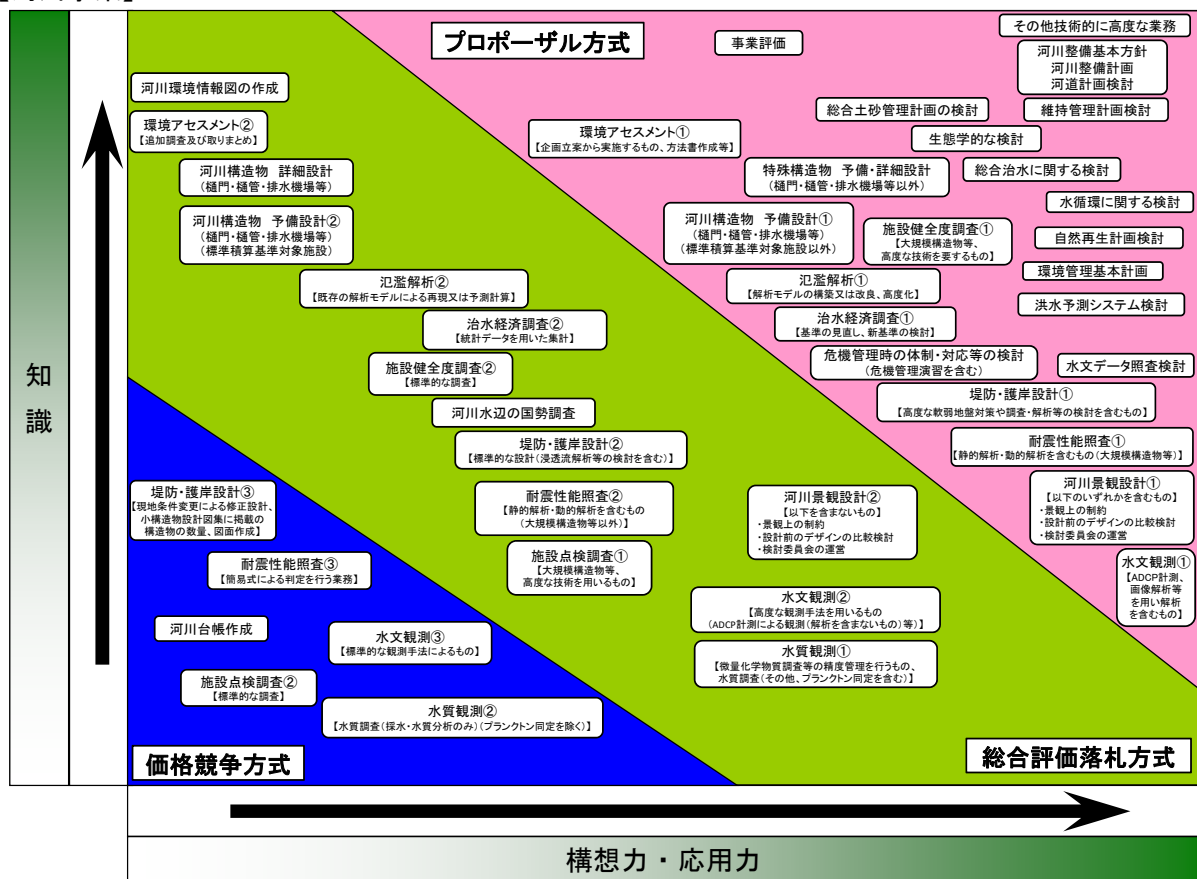
46

【道路事業】



47

【河川事業】

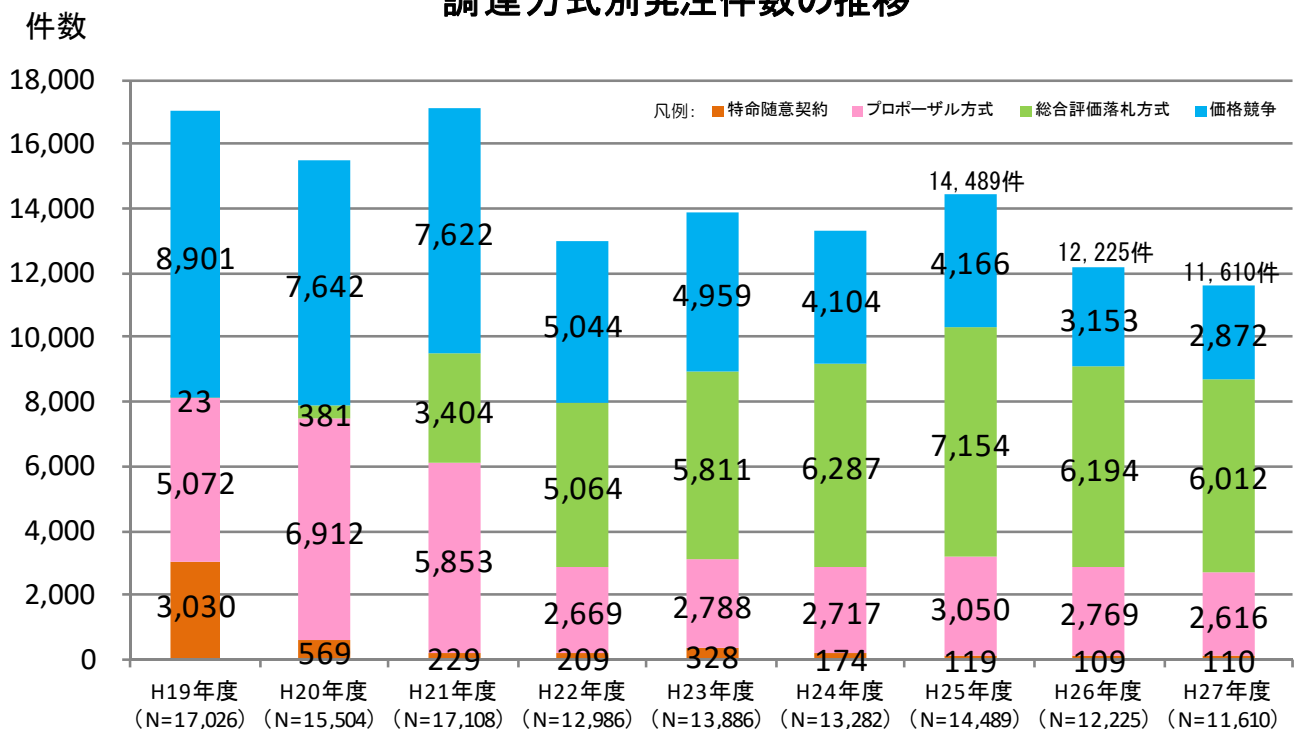


48

プロポ・総合評価落札方式の実施状況（国土交通省発注業務）

国土交通省

調達方式別発注件数の推移

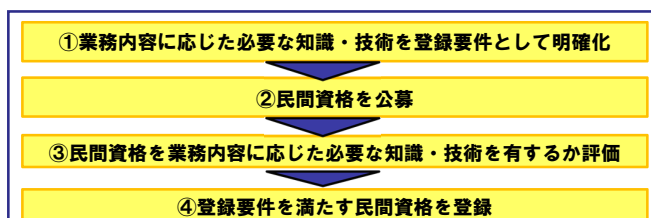


49

- 平成26年の品確法^(※1)改正において、調査及び設計に関し、資格等による技術者の能力の適切な評価等を規定
- 国土交通省において、既存の民間資格を登録する制度を構築(H26.11技術者資格登録規程の告示^(※2))
- 登録された資格の活用により、**点検・診断等の業務の質の確保を図るとともに**、活用を通じ技術者の技術研鑽を促すことにより、**社会資本の維持管理を担える技術者を育成**

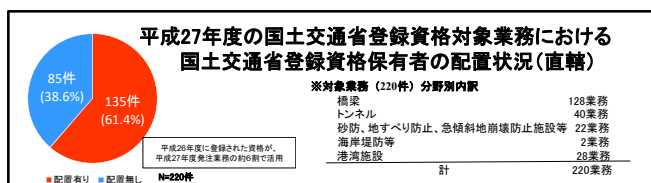
※1・品確法:公共工事の品質確保の促進に関する法律
 ※2・H27年登録制度に維持管理分野の施設拡充の他、計画・調査・設計も拡充

【民間資格の登録制度の仕組み】



外注業務において登録された資格を活用

点検・診断等の業務の質を確保、技術者の育成



分野別登録資格数(H29.3時点)

●維持管理分野(点検・診断等業務)					●計画・調査・設計分野			
施設等名	H27.1	H28.2	H29.2	計	施設等名	H28.2	H29.2(今回)	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	42	道路	3	3	6
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	42	橋梁	3	1	4
トンネル	5	13	8	26	トンネル	2	1	3
砂防設備	1	1	0	2	河川・ダム	2	1	3
地すべり防止施設	2	0	0	2	砂防	2	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3	地すべり対策	2	0	2
下水道管路施設	—	1	1	2	急傾斜地崩壊等対策	3	0	3
海岸堤防等	4	0	2	6	海岸	12	4	16
港湾施設	4	0	0	4	港湾	14	0	14
空港施設	0	1	0	1	空港	1	0	1
公園(遊具)	0	4	0	4	下水道	1	0	1
土木機械設備	—	2	0	2	都市計画及び地方計画	1	0	1
計	50	49	37	136	都市公園等	2	0	2

維持管理分野(点検・診断等)
登録資格数 延べ136資格

計画・調査・設計分野
登録資格数 延べ75資格

登録資格数 延べ211資格

50

国土交通省発注業務での国土交通省登録資格の評価(例)

- 国土交通省発注業務の入札(総合評価落札方式等)における技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点点評価

従前(平成26年度まで)

○管理技術者の評価(例)

①国家資格・技術士	3点
②民間資格	1点



平成27年度～

①国家資格・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価(例)

①国家資格・技術士	2点
②民間資格	1点



①国家資格・技術士	2点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

51

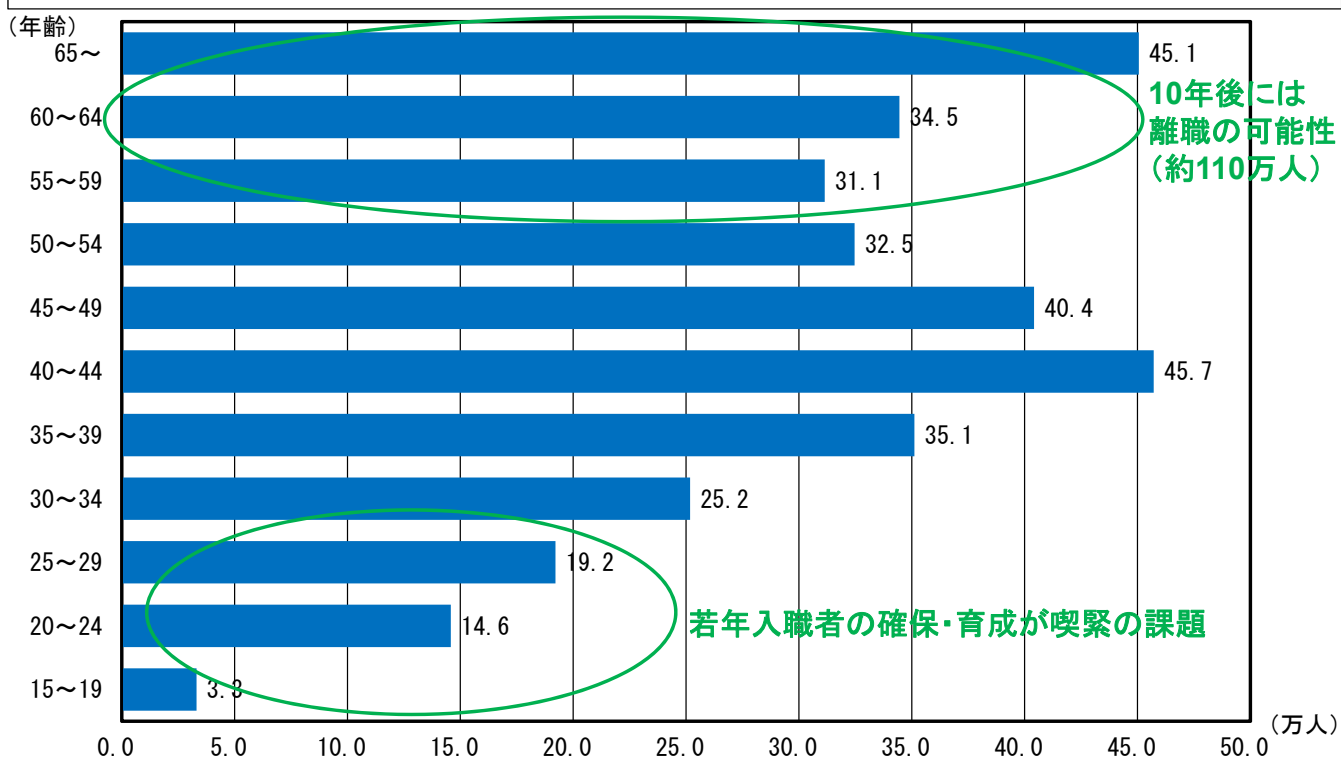
4. i-Constructionと働き方改革

52

建設従事者の年齢構成分布

国土交通省

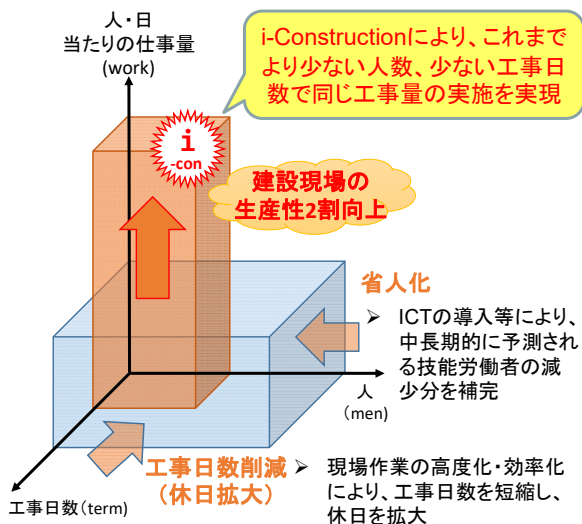
○ 今後、中長期的には、高齢者が大量離職する可能性があり、担い手の確保・育成が喫緊の課題



出所:総務省「労働力調査」(H28年平均)を元に国土交通省で算出 53

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの舗装工への活用イメージ (ICT舗装工)

54

i-Constructionの推進

- 全ての建設生産プロセスで**ICT等を活用**するために**3次元データ等によるデータプラットフォームを整備**し、2025年までに建設現場の**生産性2割向上**を目指す
- ロードマップを設定し、「i-Construction」を着実に推進

主要な工種についてICTを導入

ICT土工



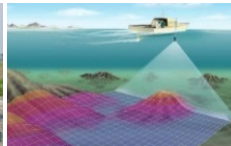
584件で導入（2017年3月）

ICT舗装



2017年度より導入

ICT浚渫



i-Bridge（橋梁）



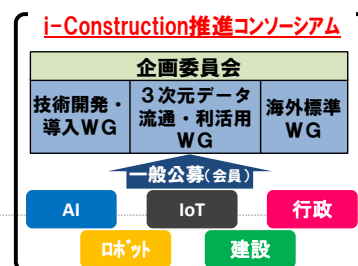
2017年度より試行

- ・ 2019年までに**橋梁、トンネル、ダム、舗装分野**へのICT導入拡大
- ・ 2019年までに公共工事の**3次元データ**を利活用するためのルール及び**プラットフォームの整備**

官民連携体制を構築

- ・ i-Construction推進コンソーシアムを設置し、様々な分野の産官学が連携して革新的な技術の現場導入や3次元データの活用を推進
- ・ 「技術開発・導入WG」において、建設現場のニーズと技術シーズのマッチングを実施

※上記のほか、現場施工の効率化や施工時期等の平準化等の取組により、生産性向上を推進し、**働き方改革を実現**



55

i-Construction推進に向けたロードマップ

※KPIとして設定する項目

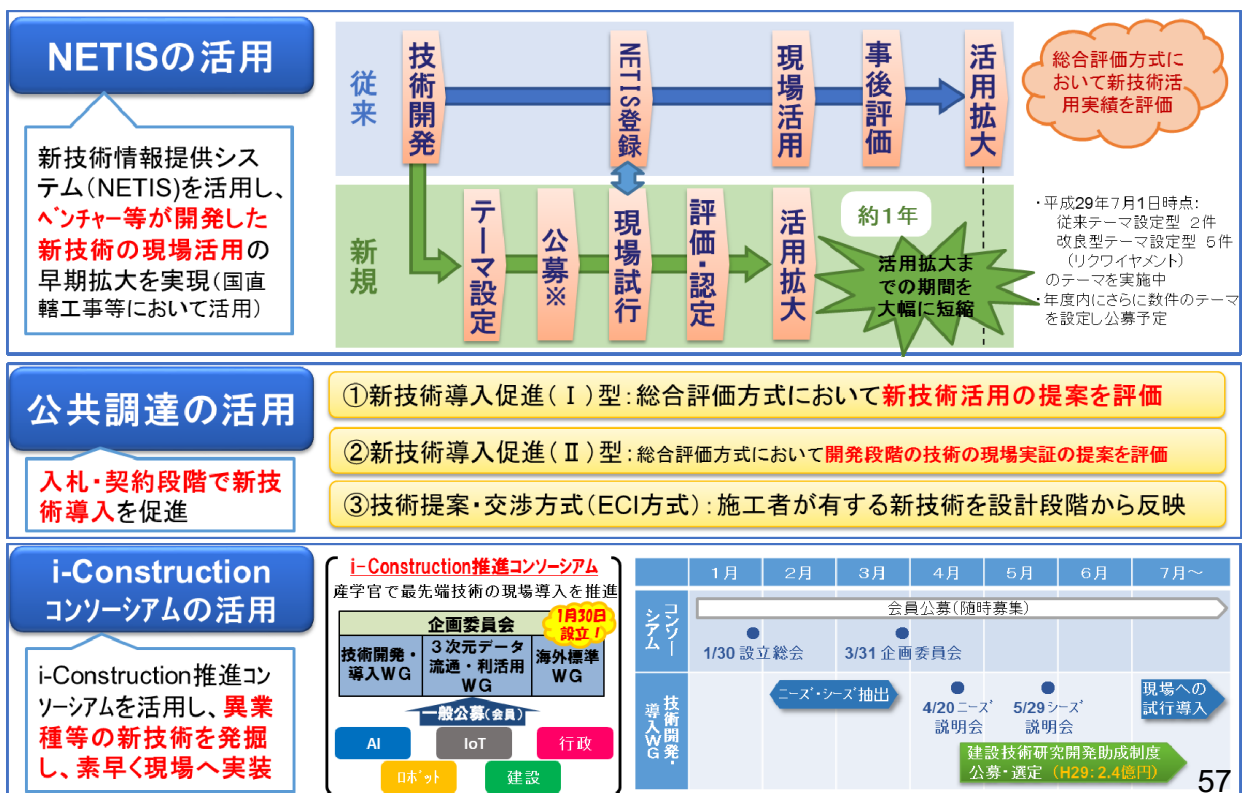
- 全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等を活用し、2025年までに建設現場の生産性2割向上を目指す。
- 建設現場の生産性向上に資する「i-Construction」を着実に進めるため、以下の取組を推進する。

項目	年度	～H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
ICT活用に向けた取組	ICT土工	○基準類の改訂(検査等15基準、積算基準)、発注方式の決定(H27年度末) ○発注・施工(ICT土工方式:直轄)⇒584件実施中(H29.3現在) ○人材育成(講習・実習)⇒約36,000人参加 ○効果の確認、基準類・発注方式等の見直し	○基準類、発注方式等の見直し⇒3次元UAV測量の基準緩和等 ○発注・施工(自治体に拡大) ○人材育成(講習・実習)	○各年度にPDCAサイクルを適用 ○ICT土工方式の拡大(直轄・自治体) ○ICT活用・休日拡大の効果検証	新3K(給与が良い・休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある建設現場を実現 Society 5.0を支えるインフラマネジメントシステムの構築		
	ICT舗装 ICT築造工	○基準類の改訂 ○積算基準策定 ○発注方式の決定	○発注・施工(ICT舗装方式・ICT築造方式:直轄) ○人材育成(講習・実習) ○効果の確認・基準類・発注方式等の見直し	○各年度にPDCAサイクルを適用 ○ICT活用方式の拡大(直轄・自治体) ○ICT活用・休日拡大の効果検証			
	i-Bridge	○橋梁上部のICT等適用範囲検討 ○基準類の改訂 ○積算基準策定 ○発注方式の決定	○橋梁上部のICT等適用範囲検討 ○基準類の改訂 ○積算基準策定 ○発注方式の決定	○各年度にPDCAサイクルを適用 ○ICT活用方式の拡大(直轄・自治体) ○ICT活用・休日拡大の効果検証			
	他工種への拡大(トンネル、ダム、維持管理等)		【トンネル、ダム、維持管理等】 ○ICT技術の適用性検討 ○必要な基準類、発注方式等の改訂	○各年度にPDCAサイクルを適用 ○ICT活用方式の拡大(直轄・自治体) ○ICT活用・休日拡大の効果検証			
	現場施工の効率化	○現場施工効率化に関するガイドライン策定(機械式鉄筋定着(7月公表)、流動性を高めるコンクリート、機械式継手など)	○生産性向上に関するガイドライン策定(生産性向上に資する設計・施工における配慮事項の整理) ○フレキシブル活用に向けたガイドライン策定(継手の性能評価方法、橋梁フレキシブルの適用範囲拡大)	○直轄、自治体における活用拡大 ○PDCAの適用等(各年度)			
標準化	施工時期の平準化	○2か年国債の更なる活用 ○当初予算における『ゼロ国債』の設定(※1400億円) ○地域単位での発注見通しの統合・公表	○国債の更なる活用、自治体における取組拡大等により4～6月の工事稼働率を向上				
3Dデータ活用	3Dデータの利活用	○3Dデータ利活用方針の策定 ○CIMガイドライン整備	○3Dデータ利活用ルールの整備 ○プラットフォーム構築 ○建設生産プロセス全体における3次元モデル構築と適用拡大	○オープンデータ化 ○H31年に公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームの整備			
官民連携の体制構築	コンソーシアム設置目標(KPI)設定、モニタリング	○i-Construction推進コンソーシアムの設立(1/30) ○KPIの設定 ・ICT工事件数 ・ICT工事実施自治体数 ・休日の拡大(日/工事・4週) 2020年までに4週あたり1日増	○コンソーシアム運営(企画委員会、技術開発WG、3Dデータ流通WG、海外標準WG) ○現場の実態調査等による進捗・効果の確認・検証 ○生産性の向上効果を把握するためのKPIの継続的な検討				

56

新技術の現場実装の促進

国土交通省



57

総理を議長とし、8名の関係閣僚（働き方改革担当、厚労、官房長官、財務、経済再生、文科、経産、国交）、15名の有識者より構成される働き方改革実現会議において、長時間労働の是正など9つのテーマについて検討。

長時間労働の是正については、罰則付きの時間外労働の上限規制の設定と併せて、従来上限規制の適用除外とされていた建設業などの取扱いについても論点とされた。



↑ 9月27日 第1回働き方改革実現会議

適用除外業種に関する総理発言（H29.3.17第9回会議）

業界の担い手を確保するためにも、**長年の慣行を破り、猶予期間を設けたうえで、かつ、実態に即した形で、時間外労働規制を適用する方向としたい。**（中略）荷主、施主の協力も含めて、全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いしたい。

働き方改革実行計画の策定（H29.3.28働き方改革実現会議決定）

- **36協定による罰則付きの時間外労働の上限を設けるとともに、**臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることはできない上限を設定。
- これまで適用除外となっていた建設業についても、**改正労働基準法施行の5年後に罰則付き上限規制の一般則を適用。**
- 建設業における長時間労働の是正を実現するためには、発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など必要な環境整備を推進。

建設業における時間外労働規制の見直し

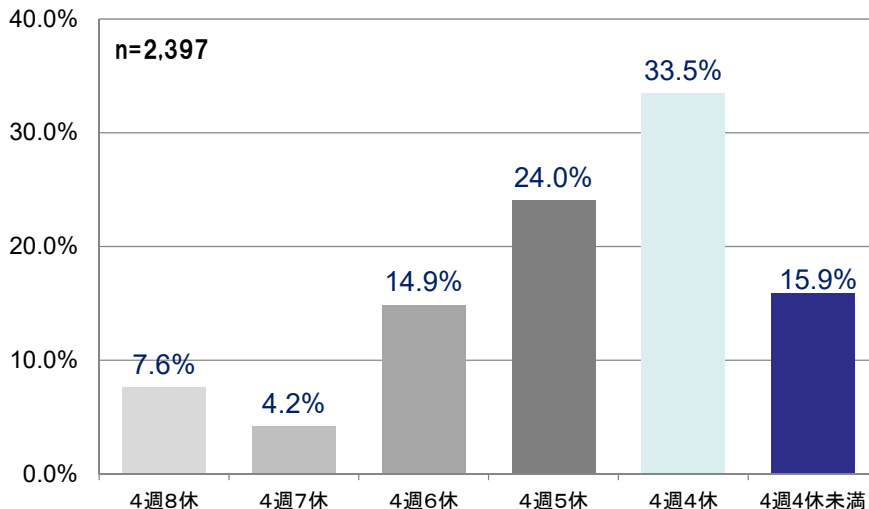
- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が決定され（平成29年3月28日）、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
 - ① 十分な猶予期間の設定 ② 災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③ 発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」〔平成29年3月28日決定〕
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）	≪同左≫
↓ 36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項） (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回ることは出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間（月平均60時間） ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることは出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） b. 単月100時間未満（休日出勤を含む） c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)2a.bは適用しない※が、将来的には一般則の適用を目指す。 ※労働基準法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時的必要性がない場合は対象とならない

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

- 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満

現場の休日取得状況（H25、26年度竣工工事）



※港湾空港除く
※工期に占める休日から推定

60

働き方改革実現に向けた週休二日の取得に関する取組について

【直轄工事における週休二日取得の取り組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
 - ・週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
 - ・工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
 - ・余裕期間制度の活用
- 週休二日を考慮した間接費の補正



週休二日を実施するための環境整備を行い
週休二日対象工事を拡大

＜週休二日対象工事＞		
	対象工事件数	実施件数
平成28年度	824件	165件
平成29年度	2,000件程度	拡大

【地方公共団体への展開】

- 国土交通省の取り組みを地方公共団体等にも普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

61

- 設計工期と受注者の実働日数を比較したところ、設計工期が短い傾向を確認
⇒ 発注者の工期設定が十分な休日が確保できていない一因になっている可能性がある

工事名	発注者の設定工期					実績				気象庁データ
	工期日数	実工期	見込み不稼働日			実働日数	不稼働日			実降雨日 (10mm/日以上 の降雨日数)
				うち、土日 祝日数 (盆・正月 含む)	うち、見込 み雨休日			うち、土日 祝日数 (盆・正月 含む)	うち、雨休 日	
A工事	227	134	93	77	16	192	35	34	1	26
B工事	316	189	127	108	19	234	82	62	20	26
C工事	227	130	97	76	21	159	68	65	3	24
D工事	283	165	118	96	22	153	130	96	2	22
E工事	259	136	123	89	34	202	57	56	1	41
F工事	251	132	119	85	34	188	63	62	1	20
G工事	366	213	153	124	29	279	87	86	1	42
H工事	342	190	152	118	34	280	62	62	0	37
I工事	273	152	121	94	27	153	120	94	3	34
J工事	266	156	110	91	19	169	97	91	3	23
K工事	334	186	148	115	33	254	80	77	3	55
L工事	244	140	104	83	21	184	60	52	8	32
M工事	206	120	86	71	15	140	66	54	12	15
平均	276	157	119	94	25	199	77	73	4	31

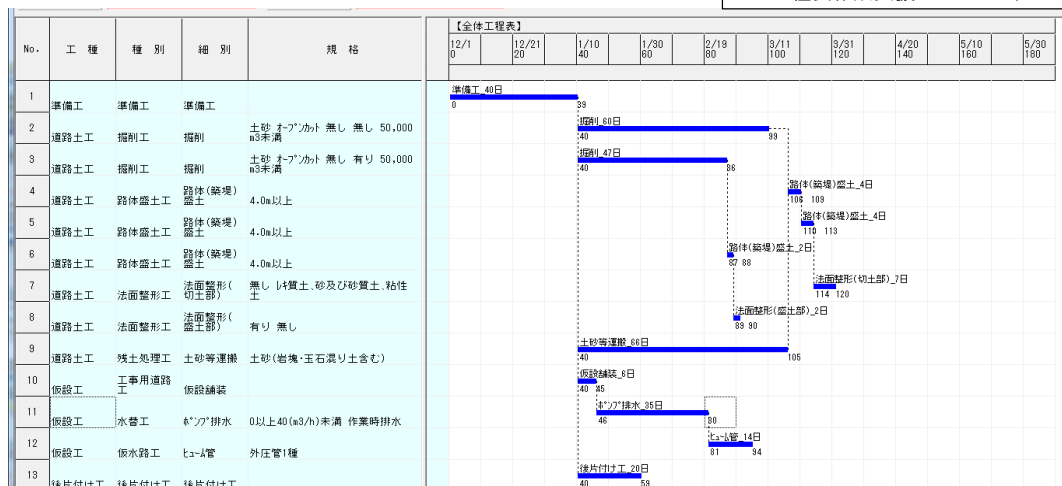
工期設定支援システム

- 工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する
工期設定支援システムを作成
○ 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム(イメージ)



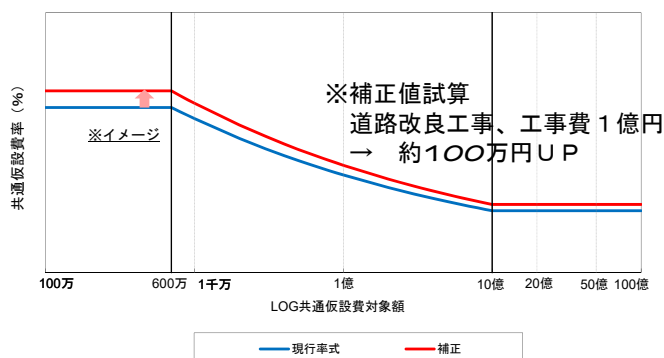
週休2日を考慮した間接工事費の補正(試行)

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、安全施設類や現場事務所等のリース料の経費が嵩むことになる。
- その為、週休2日を実施した場合は、実施した期間に応じて、工期日数の延長に要する経費として、共通仮設費を1.02倍、現場管理費1.04倍補正する。

週休二日を考慮した間接費補正

共通仮設費	現場管理費
1.02倍	1.04倍

共通仮設費率の解析事例



64

建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~ (平成29年7月)

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

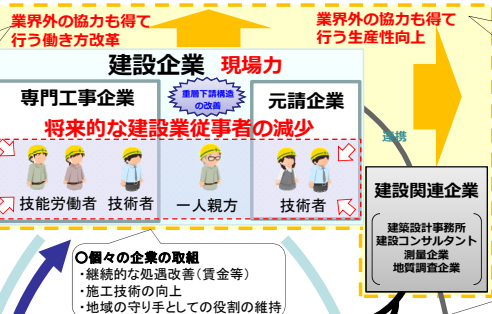
10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設業従事者の継続的な処遇改善(賃金等)
 - 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現(建設キャリアアップシステムの活用)
- 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
 - 工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ
 - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- 働く人を大切にする業界・企業であることを見える化
 - 専門工事企業の評価制度の創設
 - 技能労働者の位置づけの明確化(建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等)
 - 許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - 人材育成体制の強化

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化
 - 地域貢献に取り組む企業の評価(防災活動、建機保有等)
 - 市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み

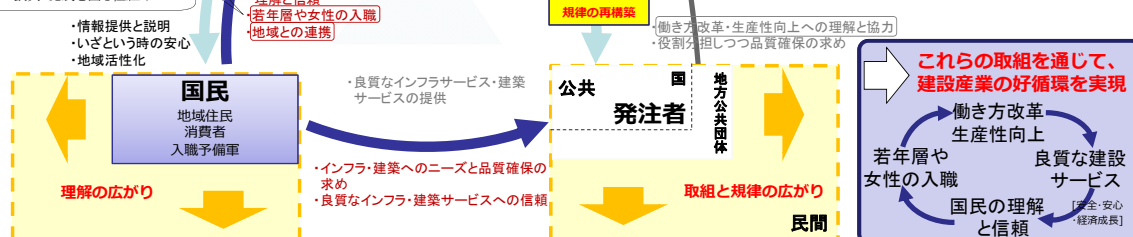


【業界内外の連携による生産性向上】

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手持ちの防止
 - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - 企業間における人材の効率的な活用(労働の平準化)
 - ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
 - 発注体制を補完するためのCM方式の制度化
 - 企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止(報告徴収・立入検査、勧告等)



これらの取組を通じて、建設産業の好循環を実現

働き方改革
生産性向上
若年層や女性の入職
良質な建設サービス
国民の理解と信頼
[安全・安心・経済成長]